

## 指定居宅サービス事業者等の指定取消について

堺市では、介護保険法の規定により、以下のとおり指定居宅サービス事業者等の指定取消を行いますので、お知らせします。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社リンクアップ
- (2) 代表者 代表取締役 山下 里美 (やました さとみ)
- (3) 所在地 堺市北区新金岡町 5 丁 4 番 103 号

### 2 事業所名称

- (1) 事業所名称 笑顔介護センター新金岡 (訪問介護)  
笑顔介護センター新金岡 (介護予防訪問サービス)
- (2) 所在地 堺市北区新金岡町 5 丁 4 番 103 号
- (3) 事業開始年月日 平成 22 年 10 月 1 日 (訪問介護)  
平成 29 年 4 月 1 日 (介護予防訪問サービス)

### 3 処分の内容 指定取消処分

### 4 指定取消理由

#### (1) 訪問介護

介護給付費の不正請求 (介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号)

- ・実際に提供していないサービスを提供したかのように介護給付費を請求し受領した。

虚偽の答弁 (介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号)

- ・不正請求に関して、管理者が事実と異なる答弁を繰り返し行った。

#### (2) 介護予防訪問サービス

介護保険法等違反 (介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号)

- ・介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営している上記訪問介護事業所において、介護給付費の不正請求及び虚偽の答弁があった。

### 5 指定取消年月日 令和 5 年 12 月 11 日 (効力発生日)

## 6 不正が認められた期間

介護給付費の不正請求 令和2年8月～令和4年6月

## 7 不正請求金額

1,695,956 円

※不正請求の対象となる利用者は和泉市の被保険者のため、介護給付費の返還は和泉市が求めることとなる。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課 電 話：072-228-7348 ファックス：072-228-7481
----------------------------	--